

第2部 豊かな環境の保全及び創造に 関して講じた施策

近年の環境問題は、自動車による大気汚染、生活排水による水質汚濁等の都市・生活型公害に加え、廃棄物による環境負荷が増大するとともに、地球環境問題、トリクロロエチレン等による土壌・地下水汚染やダイオキシン類等有害化学物質問題などに見られるように、これまでも増して広域化し、多様化・複雑化している。さらに、外因性内分泌攪乱化学物質（環境ホルモン）による汚染で代表されるように、次世代への影響が懸念されるなど、時間的にも拡大しつつある。

このような環境問題は、府民の日常的なごく通常の活動に起因するものも多く、その解決のためには、現代の大量生産、大量消費、大量廃棄型の経済社会のあり方を改めて見直し、これを持続可能なものに再編すべく、引き続き、諸施策を展開していくことが不可欠である。

一方で、潤いのある水辺や豊かなみどり、地域の個性を活かした景観の形成等、身近な自然環境を保全し、より質の高い快適な環境を求める府民ニーズが高まっている。

これらに対応するため、府は、行政、事業者、府民のそれぞれの責務と、府の施策の基本となる事項を定めた「大阪府環境基本条例」（平成6年大阪府条例第5号。以下、「環境基本条例」という。）を制定するとともに、平成8年3月に、長期的な目標、施策の大綱及びその推進のための事項を定めた「大阪府環境総合計画」を策定し、「人のこころがかよいあう豊かな環境の保全と創造」を目指す施策を総合的、計画的に展開しているところである。

豊かな環境の保全と創造に関して平成10年度に講じた施策のとりまとめに当たっては、大阪府環境総合計画の進捗状況の把握の一環として、図に示す施策体系に基づき整理した。

平成10年度は、これまで取り組んできた施策を引き続き実施するとともに、新たに、府全域を対象としてみどりの確保目標や配置計画等を定めた「大阪府広域緑地計画」の策定、平成10年3月に制定した「大阪府環境影響評価条例」（平成10年大阪府条例第3号）の全面施行にむけた施行規則や技術指針の制定、「大阪府景観条例」（平成10年大阪府条例第44号）の制定、本庁舎を対象にした環境管理の国際規格（ISO14001）の認証取得、大阪府民牧場のリニューアルオープンに向けた施設整備や全国育樹祭の開催準備、地球温暖化防止行動ガイドラインの普及・啓発などに取り組んだ。

また、平成10年版の本報告第3部「今後の課題と方向」の冒頭で、環境問題を取り巻く今日的な状況に対応するために進めるとした地球温暖化防止に向けた取組、ダイオキシン類等有害化学物質についての包括的な取組、トリクロロエチレン等有機塩素系化合物による地下水汚染対策についての取組及び事業活動における自主的な環境管理の促進については、以下のとおりそれぞれ施策を推進した。

I 地球温暖化防止に向けた取組

平成9年の地球温暖化防止京都会議で先進各国ごとの温室効果ガスの排出削減目標（わが国は、1990年

を基準に温室効果ガスの総排出量を6%削減する)を掲げた京都議定書が採択されたことを受けて、平成7年3月に策定した「大阪府地球温暖化対策地域推進計画」の改定に向け、国、地方公共団体、事業者、府民等が推進すべき対策を整理した。また、「地球温暖化防止対策セミナー」を開催し、「大阪府地球温暖化防止行動ガイドライン」のパンフレットの配付等により普及に努め、府民による具体的な実践活動の促進を図った。さらに、温室効果ガスの一種である二酸化炭素の樹木による吸収・固定量を調査するため、人工衛星からのリモートセンシングデータ等が活用できるよう、樹木データ等の基礎資料の収集・整理を行った。

また、環境に対する負荷が小さいエネルギーシステムの構築に向け、基本理念や実現方策等を示す「エコエネルギー都市・大阪計画(仮称)」策定の基礎資料として、省エネルギー等に関する技術を府内の具体的な地域に導入した場合の省エネ効果や環境負荷の低減効果を検討した。

今後は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」(平成10年法律第117号)の制定を受け、庁内関係部局での検討結果や各種調査結果を踏まえ、平成11年度内を目途に、府の温室効果ガス排出抑制等実行計画を策定し、事業者としての府が温室効果ガス排出抑制を図るとともに、「大阪府地球温暖化対策地域推進計画」の改定を進める。また、「エコエネルギー都市・大阪計画(仮称)」を策定する。

II ダイオキシン類等有害化学物質についての包括的な取組

ダイオキシン類による環境の汚染は、大気、水、土壌等の複数の環境媒体にまたがる問題であり、総合的な検討を進める必要があること等から、府において庁内関係部局からなる「ダイオキシン対策会議」を平成10年4月に設置し、発生源対策や環境調査、食品や母乳中に含まれるダイオキシン類の調査、ダイオキシン類の農作物への吸収・移行調査等を実施した。また、ダイオキシン類に関する環境対策等に対し、専門技術的立場から学識者の意見を得ることを目的に平成10年6月「ダイオキシン類に関する環境対策検討委員会」を設置し、豊能郡美化センターでの環境改善対策等について提言を受けるとともに、センター周辺の汚染土壌の撤去準備を行った。

さらに、ごみ処理の広域化により、ごみ焼却施設から発生するダイオキシン類の削減や公共事業のコスト削減等を図るため、広域化に関する基本的な考え方を取りまとめた「大阪府ごみ処理広域化計画」を平成11年3月に策定するとともに、ダイオキシン類の排出抑制基準が設定されたことや、規制対象となる有害化学物質が増加の傾向にあることから、平成10年4月に学識経験者を交えた「大阪府有害大気汚染物質検査分析体制検討委員会」を設置し、極めて低濃度ではあるが毒性の強い化学物質に対する府としての検査分析体制のあり方について検討した。今後とも、国等との連携のもと、ダイオキシン類等有害化学物質の対策に取り組んでいく。

III トリクロロエチレン等有機塩素系化合物による地下水汚染対策についての取組

平成9年3月に地下水の水質汚濁に係る環境基準が設定されるとともに、同年4月から汚染原因者に汚染された地下水の浄化措置を命ずることができる制度が導入され、主として過去に使用されたトリクロロエチレン等有機塩素系化合物による地下水汚染が地方公共団体に報告されるケースが増加する等、大きな社会問題になっている。

このため、有機塩素系化合物による地下水汚染について常時監視を継続するとともに、汚染が発見された地区については、「大阪府地下水質保全対策要領」に基づき原因究明等の調査を実施した。

また、過去に有機塩素系化合物の使用履歴のある事業場の汚染事例を基に、専門家で構成する「大阪府地下水汚染総合対策検討委員会」を設置し、適切な調査方法や効果的な浄化対策について検討し、それらの留意事項を取りまとめた。今後、これらの成果や平成11年1月に環境庁が作成した「土壌・地下水質に係る調査・対策指針」等に基づき、事業場が実施する調査・対策に対し適切に指導するなど地下水汚染対策の一層の推進に取り組んでいく。

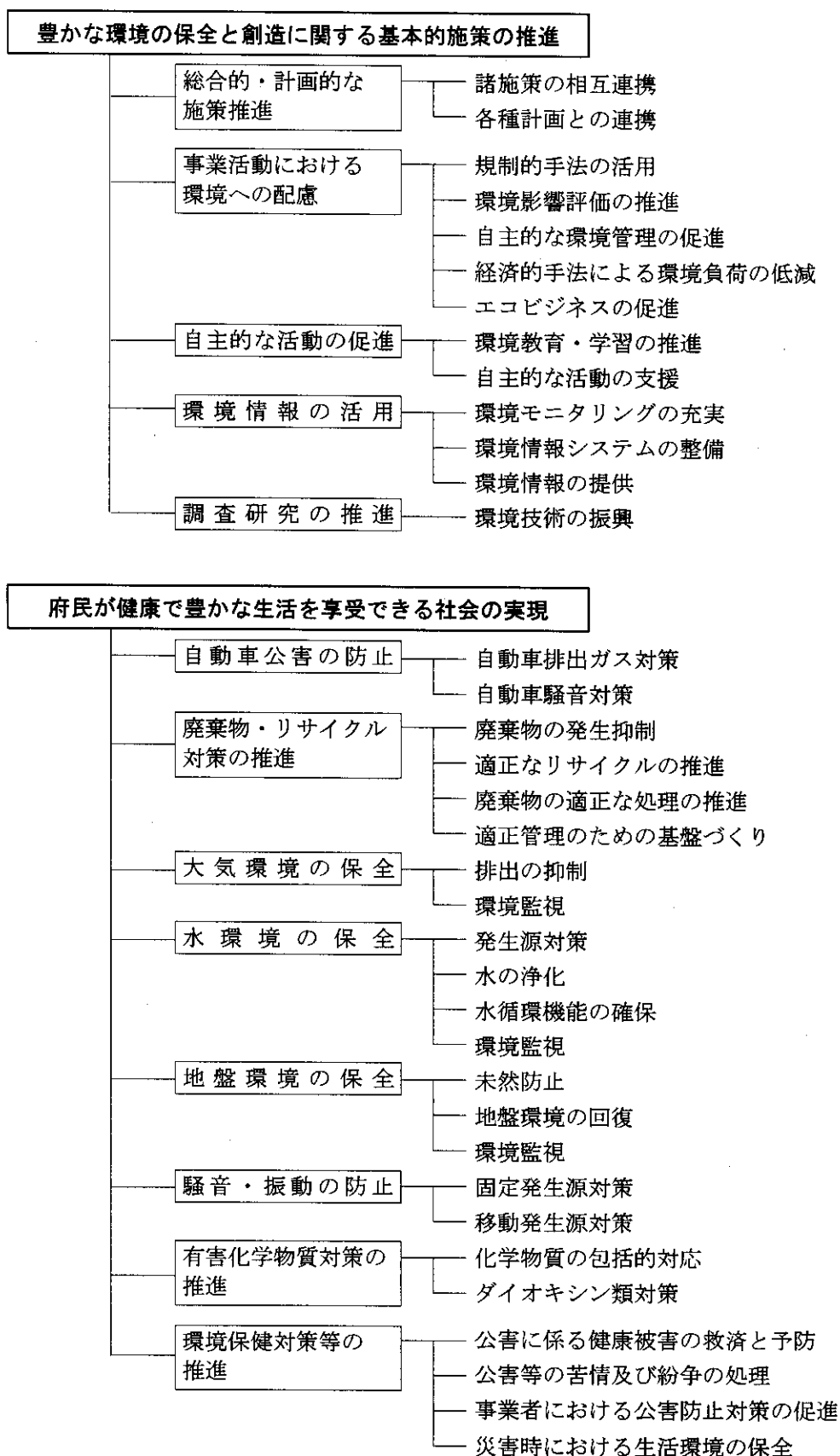
IV 事業活動における自主的な環境管理の促進

今日の環境問題は、府民の日常的なごく普通の活動に起因するものも多く、その解決のためには、事業者をはじめ府民自ら環境負荷の低減に向けた取組を積極的に行うことが求められる。

大阪府環境総合計画では、府も事業者、消費者の立場から、府の事業活動に環境への配慮の浸透を図ることとしている。このため、府では、平成9年3月、「環境にやさしい大阪府庁行動計画」を作成し、率先して省エネルギー・省資源、グリーン購入等の取組を推進しており、この取組を一層充実強化するため、平成11年2月、本庁舎において環境管理の国際規格であるISO14001（環境ISO）の認証を取得した。

また、新たな大規模事業における環境への影響を未然に防止するため、平成10年3月に制定した「大阪府環境影響評価条例」（平成10年条例第3号）の全面施行に向けた取組として、「大阪府環境影響評価条例施行規則」（平成11年大阪府規則第17号）及び「環境影響評価及び事後調査に関する技術指針」を制定した。今後とも、事業活動における自主的な環境管理を促進するよう取り組んでいく。

＜ 施策体系図 ＞



自然と共生する豊かな環境の創造

生態系の多様性の確保

- 野生動植物の種の多様性の保全
- 野生動植物の生息・生育空間の確保

多様な自然環境の保全・回復、活用

- 貴重な自然の保全
- 森林環境の保全・整備
- 地域緑地の保全
- 農空間の保全と活用
- 水辺環境の保全と活用

自然とふれあう場と機会づくり

- 自然公園の整備・管理
- 森林とのふれあいの場と機会づくり
- 水辺でのふれあいの場と機会づくり

自然環境の保全・創造のための活動の推進

- 推進体制の整備
- 自主的な活動の促進

文化と伝統の香り高い環境の創造

潤いと安らぎのある都市空間の形成

- 緑豊かなまちづくり
- 水辺環境の整備
- ゆとりある空間の確保

美しい景観の形成

- 公共事業等による推進
- 適切な誘導・規制
- 景観づくり活動等の促進

歴史的文化的環境の形成

- 歴史的文化的遺産を活かしたまちづくり
- 開かれた歴史的文化的環境づくり

地球環境保全に資する環境に優しい社会の創造

地球環境保全に資する取組の推進

- 協働による行動の推進
- 地球環境問題への取組
- 開発途上国等に対する環境協力の推進
- 地球環境に関する調査研究の推進

環境に優しい地域づくり

- 循環型社会へ向けた取組
- 基盤の整備